



保護者の皆様へ

令和6（2024）年4月8日

千早赤阪村立赤阪小学校

校長 蔦 亜紀朗

府道富田林五条線（東阪～千早区間）通行規制への対応について

平素は本校教育活動へのご支援、ご理解をいただきましてありがとうございます。

さて、令和元年6月から府道富田林五条線の千早赤阪村東阪～千早区間が異常気象時通行規制区間の対象となったため、連続雨量が150mm以上になると通行止めになります。連続雨量150mm超えによる通行規制は頻繁に起こることではありませんが、近年の極端な気象傾向を鑑み、対応についてお知らせいたします。

該当する通学路を通る児童は限られておりますが、通行規制が発令された時には、全校一斉に下記のとおり対応いたしますので、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

記

■警報が発令されておらず、登校前に連続雨量が150mmを超え通行止めになった場合

①午前7時になる前に通行止めの連絡があった場合

- ・全児童、自宅待機（メール配信、HPの情報掲載等で全家庭に連絡します。）

②通行止めが解除され安全が確認できた場合

- ・全児童、登校（メール配信、HPの情報掲載等で全家庭に授業開始時刻等を連絡します。）
- ・通学バス利用者については通学バスの運行時刻を連絡します。

③午前9時になる前に解除されない場合

- ・臨時休校とする（メール配信、HPで連絡します。）
- ※午前9時00分ちょうどに解除された場合は臨時休校。

※警報発令時の対応は、4月8日付「警報発令時の児童の安全対策について」を優先します。

■警報が発令されておらず、登校後に連続雨量が150mmを超え通行止めになった場合

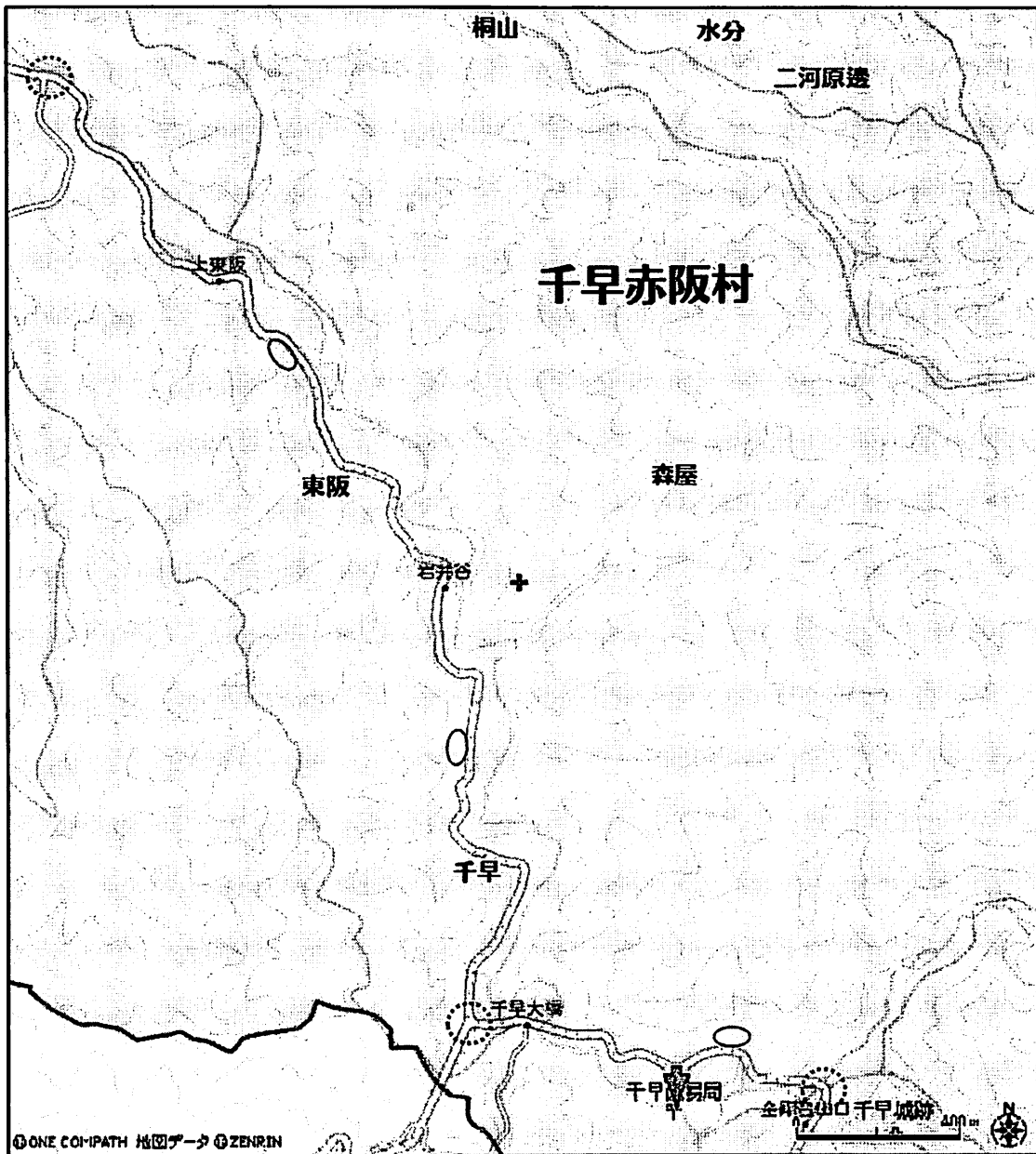
①通行止めの連絡を受けた時点で全家庭に連絡する。

- ・授業中の時には通常授業を行い、安全が確保されるまで学校待機とする。
- ・下校時に危険が予測される時には、原則、保護者の送迎があるまで学校待機とする。

※情報から連続雨量が150mmを超えると予想できる時には、児童の繰り上げ下校を行う場合があります。

（裏面に府道富田林五条線規制区間の位置図を添付いたしております。）

富田林五条線規制区間位置図



凡 例

- : 要対策箇所
- : 通行規制箇所（グリーンロード合流部、登山口バス停付近）
（河内長野千早城跡線未規制時：合流部）